

文教警察企業常任委員会会議録

平成21年 7 月22日

場 所 第3委員会室

平成21年 7月22日（水曜日）

政策調査課主幹 坂元修一
議事課主査 花畑修一

午前10時04分開会

会議に付託された議案等

- 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査
- その他報告事項
 - ・教育委員会制度の概要について

出席委員（8人）

委員 長	横田 照 夫
副委員 長	松田 勝 則
委員	中村 幸 一
委員	丸山 裕次郎
委員	中野 一 則
委員	中野 廣 明
委員	満行 潤 一
委員	新見 昌 安

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教 育 長	渡 辺 義 人
教 育 次 長 (総 括)	米 原 隆 夫
教 育 次 長 (教育政策担当)	黒 木 正 彦
教 育 次 長 (教育振興担当)	二 見 俊 一
総 務 課 長	金 丸 政 保
政 策 企 画 監	吉 村 久美子
教 職 員 課 長	阿 南 信 夫

事務局職員出席者

○横田委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてでありますがお手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時6分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

教育委員会の皆様、お疲れさまでございます。本委員会への報告事項について説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○渡辺教育長 おはようございます。教育委員会でございます。よろしく願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。表紙をめくっていただきまして、本日御説明いたします事項は教育委員会制度の概要についてであります。本常任委員会終了後に県教育委員会委員との意見交換が予定されておりますが、その前に、教育委員会制度の特徴や教育委員会委員の活動状況等につきまして、概略を説明させていただくものであります。

私からは以上であります。引き続き総務課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○金丸総務課長 それでは、教育委員会制度の

概要につきまして御説明申し上げます。

資料をお願いいたします。まず、教育委員会制度の特徴についてであります。特徴の第1番目といたしまして、教育行政には、政治的中立性、行政の安定性・継続性の確保が求められているところであります。このようなことから、4行目あたりでございますが、知事や市町村長から独立した執行機関として教育委員会が設置されることとされております。特徴の第2番目でございますが、民意の反映ということでございます。教育行政は、専門家のみが担うのではなくて、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要であるとの考え方から、教育行政の専門家ではない委員が、専門的な職員で構成される事務局を指揮監督する、いわゆるレイマンコントロールによって教育行政を行う、そういった仕組みになっております。

次に、教育委員会の組織・仕組みについてでございます。組織をイメージ図で示しておりますが、図の左のほうに記載しておりますように、知事が議会の同意を得て教育委員を任命することとされております。そして、図の真ん中でございますが、6名の委員の中から教育長が任命されまして、教育長が、教育委員会事務局（A課、B室、C課、D課と書いております）の各課・室職員を指揮監督していく、そのような仕組みとなっております。図の右側に教育委員会の主な職務、下のほうに教育長の主な職務を記載しております。

次に、3番目の教育委員会の委員についてでございます。（1）から次のページの（7）までに委員選任のルールなどを記載しております。まず、（1）といたしまして、教育委員会委員は、地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術、文化に関し識見を有

する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとされております。（2）は、委員の定数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなってはならない。（3）は、次のページでございますが、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、保護者が含まれるようにしなければならない。（4）は、委員は、議会の議員または長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員もしくは委員等を兼職することはできない。（5）は、委員の任期は4年。（6）は、委員長は、委員のうちから選挙によって選任される。（7）は、教育長は、教育委員会がその委員のうちから任命する。以上のようなルールが法律で規定されております。その次に、現在の本県教育委員の6名の方々の氏名、職業、年齢等を記載しております。

次に、4番の教育委員会委員の活動状況についてでございます。定例の教育委員会を月に1回開催することとしておりまして、平成20年度の開催実績は、定例会議が12回、臨時会議が1回の合計13回でございました。③でございますが、審議内容は、教育関係の規則等の制定・改廃、教職員の人事案件、教育委員会の活動の点検・評価などがございます。また、学校等の視察を年2回行っておりまして、視察先は、学校等の教育機関、教育事務所、市町村教育委員会などがございます。（4）は、教育委員の方々の行事等への出席状況につきまして記載しております。県内、県外での会議、あるいはスポーツ・文化関係のイベント、学校の卒業式など各種行事への出席を行っているところでございます。

説明は以上でございます。

○横田委員長 執行部の説明が終了いたしました。質疑がありましたらお受けいたします。

○中野廣明委員 教育委員長の任期は1年ですか。

○金丸総務課長 1年でございます。ただし、再任することは妨げないということになっております。

○丸山委員 教育委員会制度の特徴の中に「政治的中立性、行政の安定性・継続性の確保」というのがありますけれども、どこの市町村、県でもそうなんです、県知事もしくは市町村の首長から指名を受けた教育委員の方が教育長になっていることが多いというふうに思っているんですが、そういうときに中立性というのがどういう形で確保されているというふうに考えたらいいか。教育委員にはなっただいでも構わないんですけれども、教育長イコール教育委員会の実質のトップになっているということが多いものですから、その辺の考え方を伺いたいと思います。

○金丸総務課長 あくまでも制度的には、教育長の任命というのは知事ではなくて教育委員会が任命すると、そのようになっております。したがいまして、首長から離れたところで、教育委員会の中で教育長が選任されるということになっておりますので、制度的な中立性という意味では保たれているということがございます。

ただし、教育長は教育委員会事務局を具体的に指揮監督する、すなわち行政的能力が必要になってまいります。そういう意味では、純然たるレイマンという形では難しい面がございます。したがいまして、知事が教育委員を任命する際に、これは文科省の通知等でも書いてあるんですけども、あらかじめ、教育長として適任であってその職務遂行が可能である者、行政的能力を有する者、そのような者を1名以上含めておくことが適当であるというふうにされている

ところでございます。

○丸山委員 教育委員の中から互選で委員長なり教育長が——十分わかっているんですが、これまで行政以外の方が委員長になった事例、他県とか各市町村の教育委員の中でそういった事例というのはあるんでしょうか。

○金丸総務課長 お尋ねは教育委員長でございましょうか教育長でございましょうか。

○丸山委員 教育長です。

○金丸総務課長 本県におきましてもこれまで、行政出身ではなくて学校の教諭経験者が教育長になっているという事例はございます。それと、全国的な事例で申し上げますと、現在は47都道府県のうち行政出身者が31名でございまして、そして小中学校、高等学校の教諭出身が14名、大学の教授出身者が2名という形になっております。

○丸山委員 いずれにしても、知事等が任命をお願いした方が教育長になられているということでもよろしいですね。

○金丸総務課長 先ほども申し上げましたように、あくまでも知事が任命するのは教育委員でございまして、知事が任命した教育委員6名の中から教育委員会が1人の教育長を任命するという制度でございまして。

○丸山委員 次は教育委員会の活動状況ということをお伺いしたいんですが、学校の視察等年に2回、また市町村の教育委員会との意見交換1回というふうに書いてあるんですが、これは各委員が、この学校に行きたいとか、この市町村と意見交換をしたいということで組んでいるのか、もしくは教育委員会事務局のほうが、ここをぜひ見てくださいというふうに言っているのか、どちらでしょうか。

○金丸総務課長 教育事務所が県内に7つござ

いまして、7つの教育事務所を順番に回るようにしております。1年に2回でございますので、3年半に1度はその教育事務所管内の学校等に行くということになります。具体的にどの学校に行くかにつきましては、教育委員の皆様方の御意向を確認しながら選んでいるところでございます。

○丸山委員 例えば急に事件があったとした場合に、そこに教育委員会が行くということもあり得るということでもいいのか、緊急のことはなくて2回というふうに固定されているのか、どちらかを教えていただきたいと思います。

○金丸総務課長 2回ということ固定しております。大体7月ごろと11月ごろということ固定しております。

○丸山委員 固定している理由というのは何かあるのでしょうか。

○金丸総務課長 教育委員の皆様もそれぞれお仕事を持っておられる方々も多いので、年間の計画をあらかじめ立てて、年間の計画の中でこの2回の学校訪問についても行っているところでございます。

○丸山委員 それは、6名の委員が一堂に会して行くからということなのか、それともばらばらに行ってもいいという形になっているのか。もし年に2回一堂に行かなくてはいけないのであれば、出席率がどういう形になっているのかも伺いたしたいと思います。

○金丸総務課長 この年に2回の行事は、教育長は参りませんが、教育長を除いた5名の教育委員が一堂に行くということにしております。それ以外に、教育委員の方々は、自分はこの学校に行って視察をしてみたいというような御意向があるケースもあります。そういう場合には個別に教育委員の皆様に行っていただいております。

ます。

出席率は、年2回の分については、5名の皆様100%でございます。

○丸山委員 日程的なことですが、県北とかになると、我々の視察でも1泊2日となっているんですが、この日程はどれぐらいのスケジュール、年に2回、何カ所ぐらい回られて……具体的に教えていただきたいと思います。

○金丸総務課長 基本的には1泊2日でございます。実は先週、西臼杵教育事務所管内に参りまして、上野小中学校、わかあゆ支援学校の分校、五ヶ瀬中等教育学校を回りまして、そのほか地元の教育長さんや教育委員長、教育委員の皆様との懇談とか教育事務所との懇談をしております。

○中野廣明委員 1点教えてもらいたい。議員になると、小学校、中学校、高校の入学式、卒業式に行きます。学校ごとに目標、その学校の目指すところというのが書いてあるわけです。県は県で、この間も新しい目標、ロゴを見たけど、実際は、県の教育委員会、市町村教育委員会というのは法的に独立しているわけですね。例えば、県教育委員会があつて、各市町村に直接権限として指示できるようなことというのは——実際は県教育委員会がやっているかしらんですけど、法的に直接市町村教育委員会に指示できることとして、具体的にはどういふことがあるのか。

○金丸総務課長 法律上は県の教育委員会と市町村の教育委員会の関係は、県から見た場合には、市町村の教育委員会に対して指導、助言、援助をすることができるということになっております。ただし、市町村立学校職員の人事権については、県の教育委員会のほうにあるという形になっております。

○中野廣明委員 指導、助言。従わなければ従わんでいいわけだな。

○中野一則委員 民意を反映するためにレイマンコントロールということですが、レイマン委員というのは、この6名のうちだれとだれを指しているわけですか。

○金丸総務課長 6名の皆様のうち、教育長1名を除いた方はレイマンということが言えると思います。

○中野一則委員 教育長を除いて全員ですか。

○金丸総務課長 教育長については、先ほども申し上げましたように教育行政のプロとして専門的な教育行政に当たる必要がありますので、そういう意味ではレイマンという言葉は当たらないのではないかとこのように思います。残りの5名の皆様方については教育行政に直接専門的立場で携わるといふ立場ではございませんので、そういう意味においてレイマンということが言えると思います。

○中野一則委員 大重委員長もレイマンになるんですか。

○金丸総務課長 レイマンかレイマンじゃないかという線引きというのは非常に難しい部分がありまして、大重委員長については、確かに小中学校の教諭をされて校長を経験されたと、そういう意味では教育について全くのレイマンでないことは間違いございません。ただ、現在は現役の職を退かれておられる、そういう意味ではレイマンだという見方もできないことはないだろうと思います。

○中野一則委員 教育行政の専門家でないレイマン委員が、専門的な職員で構成する事務局を指揮監督するということが、民意を反映する委員会制度になっているわけですが、専門家でない人がほとんどだということであれば、実際は

教育委員会という専門組織の独走を許すということにならないですかね。今そういうことはないと思うけれども、幾ら民意を反映するといっても、レイマン委員だけであれば、かえってレイマンコントロールができなくなるんじゃないかと思うんです。だから、そうでない専門の人も複数おったほうが良いような気がするけど、そういう考えはおかしいですかね。

○金丸総務課長 この教育委員会制度については、中教審あたりでも、今、中野委員がおっしゃったことも含めて常に議論があつているところでございます。教育行政というのは、他の行政よりも一般の方々が非常に身近に接する行政であるということで、民意を反映することが必要だということもあつて、レイマンコントロールという制度が適当だろうというふうに現在の我が国の制度ではなつているところでございます。おっしゃいましたように、だからといって、教育行政、全く素人であるという形が望ましいかどうか、それは教育委員を任命する知事の考え方にもよってくるころはあると思います。基本的には、ここにも書いておりますように、「人格が高潔で、教育、学術、文化に関し識見を有する者」ということがありますので、そういったことを考慮に入れた上で教育委員が任命されていくということになるだろうと思います。

○横田委員 10時半から意見交換会を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

○中野一則委員 その議論はまた後日しましょう。

もう一つ、教育長の任命の仕方ですが、「教育委員会がその委員のうちから任命する」、こういう文言ですが、具体的にはどういう形で任命されるんですか。委員会という組織が任命するとなっているんですが。

○金丸総務課長 教育委員6名の方々の中で、教育長にだれがふさわしいかがということが決定されるということでございます。

○中野一則委員 委員長は「委員のうちから選挙により選任される」と、選挙という方式となっています。教育長は「委員のうちから任命」となっていますが、形としてはどんなやり方をされるわけですか。

○渡辺教育長 教育長の任命については教育委員会が行うわけですが、ここにありますように「教育委員会がその委員のうちから任命する」、事実上は各委員の協議をもって教育長が決まるという形で、それを受けて教育委員会から任命するという形になります。

○中野一則委員 協議という形でなるということですね。

もう一点、4の(2)の視察先ですが、「学校等の教育機関」とありますが、学校等の学校とは県立だけでしょうか、小中校も含まれるのでしょうか。

○金丸総務課長 小中学校の視察もでございます。

○新見委員 1ページの一番下ですが、「同一の政党に所属することとなつてはならない」という表現ですが、所属というのは、党员になるということですか。例えば、単なる支持者だった場合は所属するということにはならないのでしょうか。

○金丸総務課長 支持者ということは問題ございません。党员になるかどうかということでございます。

○新見委員 委員の中には必ず保護者が含まれないとならないということですが、現在3名保護者がいらっしゃいます。任期4年のうちにすべて保護者でなくなったというときはどういう取り扱いになるのでしょうか。

○金丸総務課長 保護者がなくならないように、そこをきちんと考えた上で選任するということになります。

○横田委員長 よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして委員会を終了いたします。

午前10時29分閉会